



紹介手数料について



紹介手数料

雇用した派遣労働者の初年度標準年収(税引前予定額をいい、各種手当を含む)の **30%** に相当する額を手数料として頂戴致します。(紹介予定派遣の場合は 25%)
この場合において、事前に労働者の氏名、採用年月日、初年度標準年収、紹介の対価の額など、必要な事項を、別途、書面(雇用条件通知書)にて確認させていただきます。



支払い方法

支払方法は、原則 3回の分割払い となります。
請求書が御社へ到着した月の月末までに、紹介手数料及びその消費税相当額をお振込みによりお支払いいただきます。

特約事項

※紹介した労働者が早期に退職した場合の措置

- ①ご紹介した労働者が、専ら御社の事由により退職するに至った場合は、一旦受領した紹介手数料及びその消費税相当額のご返却はございません。
なお、当該退職がお支払い前であっても、支払責務は消滅しないものとします。
- ②紹介した労働者が、自己都合で退職に至った場合は、その時点で支払責務は消滅となり、お支払いは終了となります。



Socius
medical care Co., Ltd.

(株)ソシアスメディカルケア

TEL 0120-594-105

〒231-0012 神奈川県横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル6F